

入 会 金 及 び 会 費 規 程

第1条 本規程は、規約第11条に基づいて定めるものとする。

第2条 本会の会員の入会金の額は、5万円とする。ただし、再入会の場合は、3万円とする。

2 本会の会員の会費の額は、年額4万円とする。ただし、入会時の会費は、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

入会時期の区分	割 合
4 月 ～ 6 月	全 額
7 月 ～ 9 月	4 分 の 3
10 月 ～ 12 月	4 分 の 2
1 月 ～ 3 月	4 分 の 1

3 納入された入会金及び会費は、返還しない。

第3条 会費は、その年額を入会するとき又は毎年4月に納入するものとする。

附 則

この規程は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年5月15日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月15日から施行する。

また、平成10年度については、第3条の規程にかかわらず、会長の定める期日までに会費を納入するものとする。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。